

久喜市教育委員会令和4年1月定例会

開催月日 令和4年1月24日（月曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時20分

久喜市教育委員会令和4年1月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 令和3年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について
イ 令和3年11月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
ウ 令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係る意見聴取について
- エ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 4 議事
- 議案第 1号 第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について
議案第 2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令について
議案第 3号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 4号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 5号 久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止する告示について
- 〔追加項目〕
- 議案第 6号 市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
- 第 5 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、追加議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 公開

教育長及び出席委員 4名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長	野 原 隆
教育部副部長	吉 澤 勉
参事兼教育総務課長	榑 原 俊 彦
参事兼指導課長	川羽田 恵 美
参事兼中央公民館長	須 田 諭
学務課長	関 口 智 彰
学校給食課長	折 原 誠
生涯学習課長	坂 東 勝 則
文化財保護課長	堀 内 謙 一
スポーツ振興課長	鈴 木 洋 寿

教育総務課

課長補佐兼係長	森 田 和 美
担当主査	関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午後 1 時 3 0 分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。新型コロナウイルスでございますけれども、変異ウイルスであるオミクロン株により急激に感染者数が増加をいたしまして、1月21日から埼玉県を含む首都圏など13都県にまん延防止等重点措置が適用され、さらに32都道府県への拡大も検討されるということで、大変厳しい状況でございます。このオミクロン株は子どもたちへの感染も多く、本市においても児童生徒及びその家族の感染が急増しております。教育委員会では、早速臨時校長会をオンラインで開催し、改めて感染防止対策の徹底を依頼いたしました。

それでは、早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員3名と私を含め4名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和4年1月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初、議案が5件、教育長報告4件の審議、報告等を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 市議会定例会提出議案に係る意見聴取についてを本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定によりまして、教育長において指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和3年12月22日に開催いたしました令和3年12月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの4件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和3年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、令和3年11月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから19ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は全体で23名おり、うち教育委員会に関する質問者は11名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から通学路に関するものが2件、放課後子ども教室に関するものが1件、学校運営協議会に関するものが1件、集会所に係る個別施設計画に関するものが1件、幼稚園に係る個別施設計画に関するものが1件、支援を要する児童生徒に関するものが1件、音楽の街に関するものが1件、オンライン授業に関するものが1件、学校給食に関するものが1件、公立幼稚園の給食の導入に関するものが1件、学校ピオトープに関するものが1件、災害時の小・中学校の休校に関するものが1件、バスケットボールの普及・促進に関するものが1件、ランニング・ウォーキングコースの整備に関するものが1件、部活動指導員に関するものが1件、鷺宮体育センターの整備に関するものが1件、小学校の大規模改修に関するものが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの質問内容と、それらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、個別の説明につきましては省略させていただきますと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、令和3年11月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野原隆） それでは、教育長報告イ、令和3年11月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の20ページをお開きください。11月定例議会へ上程された議案のうち、教育委員会に係る議案につきましては、久喜市議会の議案番号第89号、第92号、第99号の合計3件でございます。この議案3件のうち、議案第92号につきましては、令和3年11月29日に原案どおり可決いただき、また、その他の議案につきましては、議会最終日の令和3年12月24日に全て原案どおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、教育長報告ウの令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、1月25日に開会予定の久喜市議会2月定例会に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に係る部分につきまして、1月6日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算（案）につきましてご説明をさせていただきます。お配りしております別冊資料の令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）を御覧ください。

初めに、教育部各課において共通する歳出の補正でございます。78ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費から、92ページ、6項保健体育費、4目学校給食費のうち減額補正となっているものについてでございますが、主に契

約差金や新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小等により執行残が見込まれる事業を減額するものでございます。

なお、このほかの理由に伴う補正予算（案）の内容につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、教育総務課が所管する補正予算（案）でございます。補正予算書（案）の7ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正の下から5行目、10款教育費、2項小学校費、小学校耐震化整備事業でございます。事業の内容は、砂原小学校屋内運動場非構造部材改修工事として音響設備や時計等の落下防止措置や照明器具のLED化を実施するものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により半導体が不足し、照明器具の納入時期が不明であることから、工期内での工事完成が難しい状況であるため明許繰越しの設定をしたものでございます。

同じく第3表、下から4行目、10款教育費、2項小学校費、小学校プール改修事業でございます。事業内容は、久喜東小学校のプール槽、プールサイド、管理諸室などの全面的な改修工事でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により半導体が不足し、プールろ過装置設備の納入時期が不明であることから、工期内での工事完成が難しい状況であるため明許繰越しの設定をしたものでございます。

最後に、同じく第3表、下から2行目、10款教育費、3項中学校費、中学校耐震化整備事業でございます。事業内容は、太東中学校屋内運動場非構造部材改修工事として音響設備や時計の落下防止措置や照明器具のLED化を実施するものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により半導体が不足し、照明器具の納入時期が不明であることから、工期内での工事完成が難しい状況であるため明許繰越しの設定をしたものでございます。

補足でございますが、繰越明許3事業のうち小学校耐震化事業及び中学校耐震化事業につきましては、予算編成過程時期におきましては、照明器具の納入時期が不明でしたが、年明け以降に製品の納入時期が可能となりましたことから、現在、当初工期内における工事完成に向けて作業を進めております。

なお、久喜東小学校プール改修工事につきましては、現時点におきましても、プールろ過装置設備の納入時期が未定でございます。

教育総務課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 続きまして、学務課の所管部分につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の84ページ、85ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業番号8、子育てのための施設等利用給付事業のうち22節、こちらは85ページになりますが、22節償還金、利子及び割引料200万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、国から2分の1、県から4分の1の交付金、負担金をいただき実施している事業でございます。事業実施の翌年度に精算をしていると

ところでございます。その結果、昨年度（令和2年度）の事業費の実績額と交付決定額に差額が生じたことから、当該差額分を国及び県に返還するものでございます。

次に、88ページ、89ページをお開きいただきたいと存じます。6項保健体育費、1目保健体育総務費、事業番号4、児童生徒等健康診断・健康管理事業3,516万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、各小・中学校において新型コロナウイルス感染症対策のために必要な追加の消耗品、手指消毒用のアルコール製剤など、そういった消耗品などを購入するための費用でございまして、国から交付される学校保健特別対策事業費補助金を活用して実施する予定でございます。

学務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（折原誠） 学校給食課です。学校給食課からは1件、継続費の補正についてご説明をさせていただきます。補正予算書6ページをお願いいたします。

6ページ、継続費補正でございます。学校給食センター整備事業につきましては、令和元年度から令和3年度までの3か年度にわたり継続費を設定し、事業を行ってきたところでございます。新学校給食センターは、令和3年7月に新築工事が完了し、8月から給食の提供を行っているところでございます。このたびの補正では工事費等の契約差金について継続費の変更を行うものでございます。金額につきましては、総額で7,451万1,000円の減額になるものでございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 指導課の所管部分についてご説明申し上げます。

補正予算書82、83ページを御覧ください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、事業番号3、情報教育機器維持管理事業のうち17節備品購入費769万円の増額です。予算額の内訳につきましては、菖蒲南中学校を除く、中学校10校の特別教室に大型提示機11台を整備する予算として786万5,000円の増。本年度の学級数の増により、充電保管庫及び大型提示装置の台数が不足した学校へ当該機器を整備するため契約締結したところ、契約差金が生じたため17万4,295円の減、合計で769万円の増でございます。

指導課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化財保護課長。

○文化財保護課長（堀内謙一） 文化財保護課でございます。契約差金を除く減額補正1件につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の86ページ、87ページを御覧ください。6目文化財保護費、事業番号2番、文化財保護事業のうち18節負担金、補助及び交付金で10万1,000円の減額でございます。県指定文化財菖蒲のフジにつきまして、令和2年度に所有者の方から藤棚の鉄骨のさび止め処理と再塗装の工事を実施したいとの相談を受けましたことから、県と調整を行い、令和3年度当初予算に当該指定文化財の補助金を計上したところでございます。しかし

ながら、令和3年1月に所有者が工事の着工をして完了してしまったことから、令和3年度の補助金の執行ができなくなったため減額するものでございます。

以上が文化財保護課の令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。補正予算書84ページ、85ページをお願いいたします。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、事業番号3、公民館管理事業、補正額13万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、西公民館の駐輪場照明器具及び空調室外機の部品交換を行うための修繕料でございます。

中央公民館からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） それでは、教育長報告エの久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

教育長報告書21ページから27ページを御覧ください。改正の概要についてご説明させていただきます。現在パートタイム会計年度任用職員には定額制の職を除いて日額計算による報酬を支給しているところでございます。この日額制につきましては、1日当たりの勤務時間に応じて表記する額が異なるところではございますが、新規の応募者や現在、任用している会計年度任用職員は民間企業等と比較検討する際には、一般的に1時間当たりの単価で比較しており、分かりづらい状況がございます。このことから、応募者等にとって分かりやすい制度とするため、令和4年4月1日から時間額制とするに当たり、人事課において条例及び規則の改正を実施する予定であることから、教育長報告として報告させていただくものでございます。

また、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則、別表第1の職名欄に記載がございました学校給食配膳員及び学校給食調理員につきましては、令和3年8月から新たな学校給食センターが稼働したことにより不要となりましたことから、今回の改正に合わせて削除をいたします。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第1号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第1号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第1号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第1号 第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別紙のとおり決定したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第1号 第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）につきましてご説明いたします。

別冊の第2期久喜市教育振興基本計画令和4（2022）年度実施計画（案）と議案参考資料1ページ、修正等箇所新旧対照表を御覧ください。

こちらにつきましては、久喜市教育委員会令和3年12月定例会に協議事項として提出させていただき、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で再度見直しを行ったものでございます。

主な修正箇所について新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表ナンバー1、実施計画（案）は16ページの連番145でございます。取組みの概要欄の内容について、空調設備の設置については、学級増の教室に限ったものではないため文言の修正をいたしました。

続きまして、新旧対照表のナンバー2、実施計画（案）は17ページの連番150でございます。取組みの概要欄の内容について、現在は研修ではなく、必要に応じて個別に指導する形で実施していることから、文言の修正をいたしました。

続きまして、新旧対照表のナンバー3、実施計画（案）は19ページから26ページの連番169ほか19か所でございます。予算上の事業名欄の予算額について、予算書上の端数処理の都合により予算額の修正をいたしました。

以上3件につきまして、協議事項時から修正等をさせていただきました。

なお、本案につきましては、議決後、速やかに市議会へ報告するとともに、市のホームページ等におきまして公表してまいります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第1号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第2号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第2号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第2号の久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書2ページから5ページ、併せまして議案参考資料2ページから5ページをお開きください。令和4年4月1日に久喜市立上内小学校が休校すること及び久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校が統合し、新校となります久喜市立菖蒲中学校が開校することに伴い、所用の改正を行うものでございます。

初めに、第1条、久喜市教育委員会公印規程の一部改正についてでございます。改正の1点目といたしまして、上内小学校が休校することにより上内小学校の公印の保管者である学校長が不在となりますことから、休校中の公印の保管者を教育総務課長に引き継ぐ規定を新たに設けるものでございます。改正の2点目といたしまして、来年度統合し、不要となります菖蒲南中学校の公印3種類を別表から削除するものでございます。

次に、第2条、久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正についてでございます。久喜市共同学校事務室を構成する小学校及び中学校を規定する別表第1のうち、現在菖蒲南中学校区共同学校事務室に区分されている小林小学校及び栢間小学校を菖蒲中学校区共同学校事務室に加え、菖蒲南中学校区共同学校事務室の区分を削除するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものでござ

います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第2号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第3号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第3号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第3号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第3号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。併せまして議案参考資料の6ページ目、新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。今回の改正につきましては、令和4年4月1日をもって菖蒲中学校と菖蒲南中学校が統合し、新たな菖蒲中学校が設置されること及び同日付で上内小学校が休校となりますことから、これらの学校の通学区域につきまして改正をするものでございます。

また、栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業が令和4年3月をもって事業完了を迎えることから、栗橋小学校、栗橋西小学校、栗橋東中学校及び栗橋西中学校のそれぞれの通学区域の住所表示を土地区画整理後の新たな表示に改める必要があるため、併せて改正をするものでございます。

なお、それぞれの改正について、施行期日が分かれていますことから、恐れ入りますが、議案参考資料の新旧対照表に沿って説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、改正内容につきまして順次ご説明いたします。

まず、議案参考資料の6ページ、新旧対照表の1、栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理

事業の換地処分公告があった日の翌日に施行する内容でございます。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、土地区画整理事業の完了に伴う住所表示の変更でございます、新旧対照表に掲載しております別表第1、別表第2とも栗橋地区における現在の住所表示を新たな住所表示に改めるというものでございます。それぞれの学校の通学区域そのものが変更となるものではございません。

次に、8ページをお開きください。新旧対照表の2、令和4年4月1日に施行する内容でございます。初めに、附則の第4号、通学区域に関する特例措置でございます。上内小学校が4月1日に休校となることから、上内小学校の学区に住所がある児童は鷺宮小学校に通学することとする特例措置を新たに規定するものでございます。

次に、別表第2の改正でございます。菖蒲地区の中学校の学区につきまして、現行規則の菖蒲中学校及び菖蒲南中学校の通学区域を統合し、新たに設置される菖蒲中学校の通学区域として規定をするという改正でございます。

以上が議案第3号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則につきましてのご説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第3号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第4号を上程し、これを議題といたします。

議案書の9ページを御覧ください。議案第4号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第4号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 議案第4号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案書9から10ページ及び議案参考資料9ページを御覧ください。第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改めましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があったためでございます。また、第8条第1項中の「10名」を「10人（休校その他の事由により教育委員会が特に必要であると認める場合にあっては、20人）」に改めるものです。令和4年度から菖蒲中学校と菖蒲南中学校が統合し、新校菖蒲中学校が設立されます。また、上内小学校が休校となり、上内小学校児童は鷺宮小学校に通学することになります。この改正を行うことで、まだ任期が残っている運営協議会委員が令和4年度にも参加でき、これらの学校の学校運営協議会が円滑に運営できることとなります。今後、学校の再編が行われた場合にも適用できるものと考えております。

指導課からは以上です。

○教育長（柿沼光夫） 議案第4号について質疑をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） 今の学校運営協議会は通常各学校10名ずつの委員さんがいる中で、今回の在任期間だけ統合によって20名になってしまいますが、円滑な運営のために全員に残っていただくという形で考えているということによろしいでしょうか。現在の任期が終わったら、また10名に戻すような形でお考えということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 山中委員がおっしゃるとおり、残りの在任期間をお務めいただくほうが円滑であるということで、そのように考えております。菖蒲中学校と菖蒲南中学校の統合後、また、上内小学校の休校後に、一時的に20人になったのち、また元の10人に戻す方向で考えているところです。

○委員（山中大吾） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第5号を上程し、これを議題といたします。

議案書の11ページを御覧ください。議案第5号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第5号 久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互

確認実施要綱を廃止する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 議案第5号 久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止する告示についてご説明いたします。

議案書 11 から 12 ページを御覧ください。久喜市立共同学校事務室運営規程の制定により、中学校区を中心とする共同学校事務室が組織され、室長及び副室長を中心に相互に協力して事務処理を実施することが可能になりました。このことにより、小学校、中学校ごとに構成されていた確認グループ校が不要となり、それらを規定している久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止する必要が生じたため、廃止するものでございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 議案第5号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第6号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。議案第6号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第6号 市議会定例会提出議案に係る意見聴取についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市議会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、久喜市議会令和4年2月定例会に提出予定の議案第14号久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び議案第17号久喜市部設置条例の一部を改正する条例について意見を求められたので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 議案第6号 市議会定例会提出議案に係る意見聴取についてご説明をさせていただきます。

教育委員会が職務権限を有するスポーツに関する事務を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、学校における体育に関することを除き、市長が管理・執行することについて、市長からの意見聴取があり、久喜市教育委員会令和3年12月定例会にてご審議いただきました条例案が、明日開会の久喜市議会令和4年2月定例会に上程される予定となっております。同法第23条第2項において、このたびのような職務権限の特例に係る条例の制定、改廃の議決をするに当たりましては、議会は教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、追加議案書の2ページのとおり、久喜市議会から意見聴取がございました。意見聴取にございます2つの議案の条例案につきましては、12月定例会において異議なしとの議決をいただいております。この条例案に変更がないことから、市議会に対しましても異議なしと回答してよろしいかご審議をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第6号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 今回の事務を移管するに当たって、市民にとっては窓口が変わることの混乱とか、そういったことがあると思うのですが、その移管にあたっての効果とかメリットというのは何かありますか。

○教育長（柿沼光夫） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木洋寿） 今回の移管に関する効果やメリットについてでございます。近年、これまで社会教育の一部であった地方自治体におけるスポーツの役割が大きく転換してきております。健康や観光、産業などとスポーツを結んで、スポーツを通じた地域、経済活性化を目指し、スポーツによるまちづくりというものを重要な政策として位置づける自治体が増加しているという現状がございます。

こうした中で、本市におきましては、令和2年3月に健幸・スポーツ都市を宣言しまして、同年4月に設置された教育部スポーツ振興課を旗振り役として、スポーツや運動を通じて健康となり、元気あふれるまちづくりを推進しているところでございます。他方、健康づくり全般に関する事業については、健康・子ども未来部など、また運動公園などの体育施設の運営、維持管理については建設部が所管しており、今後より一層この宣言の推進を図っていくためには、こうした健康スポーツに係る事務を一つの部に集約し、効率的、効果的に行っていく必要があるものと考えています。このたびの移管では、健幸・スポーツ都市の実現に向けた実施体制がより強固となって、また一体的に推進していくことが期待されていると認識しておりまして、またそのことが今回の移管の最大の効果、メリットであるものと認識しております。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 市民の皆さんにはどういった広報をされる予定でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木洋寿） 市民の皆様にとっては、当初、受付申請の窓口が変わりますので、戸惑い等が生じるということがあるかと思えますけれども、こちらにつきましては、不便を来さないよう周知等をしまして、対処してまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） スポーツに関する事務を市長部局で行うというのは、近隣の他市でもあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木洋寿） 埼玉県内の状況ですと、やはりまだ教育委員会に置かれているところのほうが多い状況にはございますが、さいたま市や熊谷市、それから川越市など、比較的大きな都市につきましては、スポーツに関する事務を市長部局に移すというところが多いようでございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） はい、分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。

山中委員。

○委員（山中大吾） 前回質問させていただいた内容の確認になりますが、スポーツに関する事務が、学校体育を除いて全て市長部局に移管されることになるという理解でよろしいでしょうか。生涯スポーツ、社会体育、スポーツ少年団、学校開放などの事業が市長部局となるということで、この場合、児童生徒を主体とする学校体育との連携や様々な関係は今後維持できるのかどうか、お教え願えればと思います。

○教育長（柿沼光夫） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木洋寿） スポーツ少年団とか学校開放のように、学校教育などと特に関連が深いものにつきましては、市長部局に移りますけれども、教育委員会及び各学校とは引き続き連携を密にしながら実施してまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 山中委員。

○委員（山中大吾） 備品の修理など、様々な役割分担があると思いますので、役割を明確化していただき、運営体制を構築していただければ助かります。以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 市議会定例会提出議案に係る意見聴取については、全員の賛成をいただき可決いたしました。つきましては、市議会に対しまして、教育委員会の意見として異議がない旨、文書にて回答するとともに、同内容を1月25日開催の市議会本会議において説明をいたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和4年2月24日木曜日、午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階、庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は、令和4年2月24日木曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階、庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午後2時20分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和4年1月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和4年2月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾